

公 示 送 達 書

告 示 第 244 号

令和8年 9月 10日

玉村町長 石川 眞男



下記の書類は通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場税務課に保管してあります。
書類の宛名人、又はその関係者の申し出があればいつでもお渡しいたします。

尚、この掲示は地方税法第20条の2の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算
して7日を経過した日に別紙書類が送達されたとみなされます。

記

送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法第443条及び町税条例第80条に規定する書類

送達されるべき者の氏名又は名称

飯塚 徹